

桃生イオンモール石巻線の実証運行について

協議事項 3

桃生地区を運行している桃生地区住民バスの「桃生上品の郷線」について、生活交通ネットワークを確保し、更なる利用者の利便性の向上を図るため、一部路線の廃止・延長及びバス停の廃止・新設を行い、「桃生イオンモール石巻線」と名称変更し、運行ダイヤ（発着時間）改正、路線延長に伴う料金改定を行う。

根拠法令

道路運送法第4条

運行主体

桃生地区住民バス運行協議会

運行事業者

株式会社 桃生交通(予定)

運行経路

2ページを参照

運賃・時刻表

3～4ページを参照

運行車両

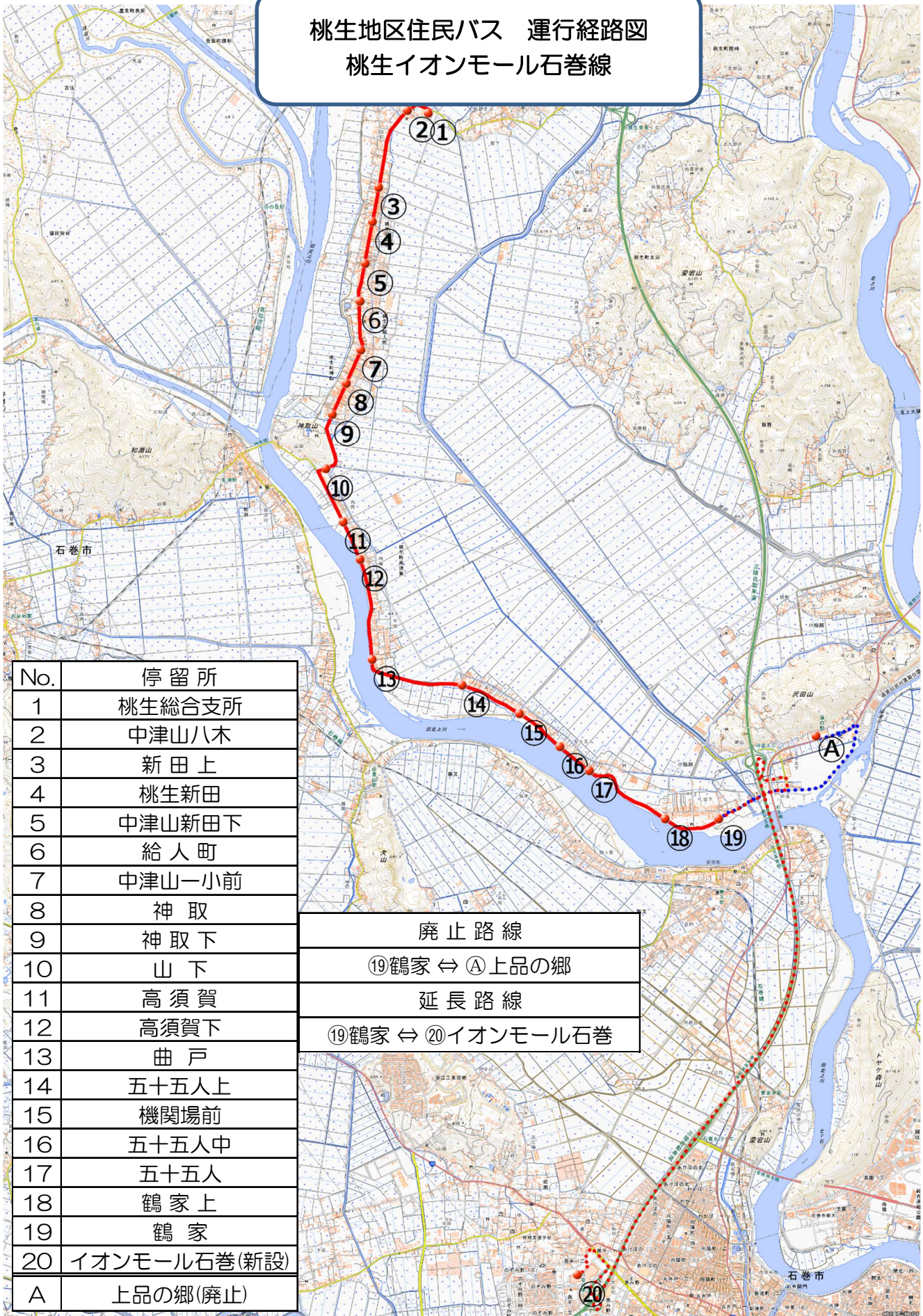
29人乗りマイクロバス

実施日

令和5年4月1日から

ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までは桃生地区住民バス運行協議会独自の実証運行期間とし、実証開始から半年後に利用状況を分析し、必要に応じて中間見直しを行う。

桃生地区住民バス 運行経路図
桃生イオンモール石巻線



桃生イオンモール石巻線

- ・運行主体：桃生地区住民バス運行協議会
- ・運行業者：株式会社 桃生交通(0225 - 76 - 2205)
- ・運行便数：3往復
- ・運行日：平日のみ(12月29日～1月3日は運休)
- ・料 金：料金表のとおり
- ・問合せ先：運行協議会事務局(石巻市桃生総合支所地域振興課) 0225 - 76 - 2111

○ 時刻表

【上り】

番号	バス停	時 間		
		第1便	第2便	第3便
1	桃生総合支所	6:38	10:00	13:07
2	中津山八木	6:39	10:01	13:08
3	新田上	6:41	10:03	13:10
4	桃生新田	6:41	10:03	13:10
5	中津山新田下	6:42	10:04	13:11
6	給人町	6:43	10:05	13:12
7	中津山一小前	6:44	10:06	13:13
8	神取	6:45	10:07	13:14
9	神取下	6:46	10:08	13:15
10	山下	6:47	10:09	13:16
11	高須賀	6:49	10:11	13:18
12	高須賀下	6:50	10:12	13:19
13	曲戸	6:52	10:14	13:21
14	五十五人上	6:54	10:16	13:23
15	機関場前	6:55	10:17	13:24
16	五十五人中	6:56	10:18	13:25
17	五十五人	6:57	10:19	13:26
18	鶴家上	6:59	10:21	13:28
19	鶴家	7:00	10:22	13:29
20	イオンモール石巻	7:13	10:35	13:42

【下り】

番号	バス停	時 間		
		第1便	第2便	第3便
20	イオンモール石巻	12:17	15:17	17:25
19	鶴家	12:30	15:30	17:38
18	鶴家上	12:31	15:31	17:39
17	五十五人	12:33	15:33	17:41
16	五十五人中	12:34	15:34	17:42
15	機関場前	12:35	15:35	17:43
14	五十五人上	12:36	15:36	17:44
13	曲戸	12:38	15:38	17:46
12	高須賀下	12:40	15:40	17:48
11	高須賀	12:41	15:41	17:49
10	山下	12:43	15:43	17:51
9	神取下	12:44	15:44	17:52
8	神取	12:45	15:45	17:53
7	中津山一小前	12:46	15:46	17:54
6	給人町	12:47	15:47	17:55
5	中津山新田下	12:48	15:48	17:56
4	桃生新田	12:49	15:49	17:57
3	新田上	12:49	15:49	17:57
2	中津山八木	12:51	15:51	17:59
1	桃生総合支所	12:52	15:52	18:00

桃生地区住民バス運行協議会協議事項について

令和5年1月13日（金）に行われました、令和4年度桃生地区住民バス運行協議会第2回会議において、下記のとおり協議決定したのでご報告いたします。

記

【協議事項】

- (1) 「桃生上品の郷線」について一部路線の廃止・延長及びバス停の廃止・新設を行い、「桃生イオンモール石巻線」と名称変更し、運行ダイヤ（発着時間）改正、路線延長に伴う料金改定を行う。
- (2) 地域内線「太田檜崎線」及び「倉塚永井線」について、路線全線及び地域幹線と共有のバス停を除く全てのバス停を廃止し、タクシー運賃助成制度の活用による桃生地区内限定定額タクシー「桃生ワンコインタクシー」の運行を開始する。

上記内容について、全会員から特に異議がなかったことから、協議決定とし、桃生地区住民バス運行協議会決定事項として地域公共交通活性化協議会へ付議することといたします。

令和5年1月13日

桃生地区住民バス運行協議会事務局